

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

〃

○ 道路の区域変更

【公告】

○ 国土調査の成果の認証

○ 公共測量の終了

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

【内水面漁場管理委員会】

○ 第二百四十七回岡山県内水面漁場管理委員会の開催

治山課

〃

道路整備課

中山間・地域振興課

課

監理課

〃

建築指導課

〃

選挙管理委員会

内水面漁場管理委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和五年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
津山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

津山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和五年十二月十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 百々樫村線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町行信字福谷一三番九地先から 久米郡美咲町行信字福谷二五番二地先まで	新	一一・七 一九・五	一六八・〇
久米郡美咲町行信字福谷一三番九地先から 久米郡美咲町行信字福谷二五番二地先まで	旧	六・八 一八・一	一六八・〇

〔五九三〕国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和五年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市	調査を行った者の名称
令和三年五月 、 令和四年九月	調査を行った期間
新見市の地籍図及び地籍簿	成果の名称
西方の一部	調査を行った地域
令和五年十二月六日	認証年月日

〔五九四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

加賀郡吉備中央町 下土井地内	測量区域
公共測量（路線測量）	測量の種類
令和五年九月四日	終了年月日

〔五九五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、井原市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 井原市木之子町地	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和五年十一月二十九日	終 了 年 月 日

〔五九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市河本字香ノ内九七〇、九七〇地先水路、字本村九七三―五、九七七―七、九七八―一、九七八―二、九七九、九八〇―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区雄町二三八―三

株式会社想コーポレーション

代表取締役 中村 叡介

三 許可年月日及び許可番号

令和五年五月十七日岡山県指令建指第四八号

〔五九七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市河本字香ノ内九七〇、九七〇地先水路、字本村九七三―五、九七七―七、九七八―一、九七八―二、九七九、九八〇―一

二 公共施設の種別

道路、下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区雄町二三八―三

株式会社想コーポレーション

代表取締役 中村 叡介

五 許可年月日及び許可番号

令和五年五月十七日岡山県指令建指第四八号

◎岡山県選管告示第九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年十二月十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

三〇、九三三

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）
二九三、三二八

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、〇四三	高 梁 市	七、七五〇
岡山市中区	四〇、〇四四	新 見 市	七、八一〇
岡山市東区	二五、八〇六	備前市・和気郡	一一、九七四
岡山市南区	四五、七三三	瀬 戸 内 市	一〇、二五四
倉敷市・都窪郡	一三三、九〇七	赤 磐 市	一一、九五三
津山市・苫田郡・勝田郡	三四、九七一	真庭市・真庭郡	一二、一九六
玉 野 市	一五、九八三	美作市・英田郡	七、七二五
笠 岡 市	一二、九七二	浅口市・浅口郡	一二、四六八
井原市・小田郡	一四、五三一	久 米 郡	五、〇二五
総 社 市	一八、八二九		

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第三号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百四十七回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和五年十二月十二日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時 令和五年十二月十八日（月）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 令和六年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示量について